



新型コロナウイルス (Covid-19) のインドネシアの事業への影響【政府機関等との対応編】

新型コロナウイルスの蔓延は、日々の企業活動に欠かせない政府機関や公証人とのやりとりにも大きな影響を与えている。在宅勤務 (Work From Home) 体制の下では、政府機関を直接訪問することが難しい場合がある。また、政府機関も、新型コロナウイルスへの対応として、窓口業務等を制限している場合がある。以下では、新型コロナウイルス蔓延状況下における政府機関との対応に関して、弊職らが実務上頻繁に質問を受ける、以下の3点につき説明する。

- ① 政府機関への問い合わせはどのルートで行うべきなのか
- ② 定款変更手続において、どのように公証人と連携すればよいか
- ③ 年次財務報告書 (LKTP : Laporan Keuangan Tahunan Perusahaan) の提出方法

1. 政府機関への問い合わせはどのルートで行うべきなのか

大規模な社会的制限 (PSBB) の実施・延長 (最新情報では2020年6月4日まで延長) に伴い、多くの政府機関では従来行われていた問合せ窓口業務や会議をオンラインベースに切り替える方針を打ち出している。日系企業にとって重要な政府機関の方針は以下の通りである。

(1) 投資調整庁 (BKPM)

2020年5月5日から問合せはBKPMのコールセンターを通じて受け付けられている。問合せ対応時間及び連絡先は以下の通りである。

問合せ対応時間 : 午前8時半～午後2時半 (土日祝日を除く)

電話番号 : +62 807 100 2576 / +62 21 525 2008 (内線1135、1137、1145、1148、1153、1163、1164、1167、1172、1181、1184)

なお、資本及び設備投資に関しては以下の専用電話番号にて問合せが可能である。

専用電話番号 : +62 21 525 2008 (内線2412)

詳細は、OSSシステムのウェブサイト (<https://oss.go.id/portal/>) 上で確認することができる。

(2) 金融庁 (OJK)

2020年3月16日付OJK通達2020年S-88号において、金融庁 (OJK) は対面業務を減らしオンラインでの業務に切り替える旨を公表している。OJKへは、資本市場監督責任者 (Executive Head of Capital Market Supervisory) に対してEメールでの問い合わせることが可能である。具体的には、以下のメー

メールアドレスを宛先及び写しとして、Eメールを送信することで、問い合わせを行うこととされている。

宛先 (To) : hoesen@ojk.go.id (Mr. Hoesen)

写し (Cc) : Djustini.septiana@ojk.go.id, Fakhri.Hilmi@ojk.go.id

(3) 税務当局

2020年4月20日付国税総局長告示2020年3号において、税務署での対面業務を2020年5月29日まで制限することが決定されている。税務に関する問い合わせは電話、Eメール、チャットにて可能とされている。具体的な連絡先は、それぞれ以下の通りである。

電話番号 : 1500200

Eメール : informasi@pajak.go.id (税務情報) / pengaduan@pajak.go.id (その他一般)

チャット : <https://www.pajak.go.id/> (国税総局HP内)

(4) 商業省 (MOT)

主に輸出入を行っている企業が対象となり、一般的な問合せはEメールで、許認可に関する相談は商業省のホームページから相談することができるとされている。具体的な連絡先等は以下の通りである。

Eメール : persuratan@kemendag.go.id

ホームページ : <http://inatrade.kemendag.go.id>

2. 定款変更手続において、どのように公証人と連携すればよいか

定款変更手続自体は新型コロナウイルス蔓延以前と変わっておらず、定款変更の際には、定款変更を承認する株主総会決議の日から30日以内に公証人により公正証書が作成される必要がある。

電子情報・技術に関する法2008年11号(法2016年10号により改正)において、公正証書の形式で作成が必要な文書に関しては、電子サインは認められず公証人立会いの下、原本への署名が必要とされている(同法5条4項)。この点について緩和する法令等は公布されておらず、公正証書作成をオンラインで行うことはできない点に留意が必要である。PSBB状況下において、公証人とどのように面談するかについては面会場所やスケジュール等をあらかじめ確認しておくことが望まれる。

3. 年次財務報告書(LKTP)の提出方法

商業大臣規則2020年121号においては、年次財務報告書(LKTP)の原本を商業大臣に対して提出する義務が課されていた。これに対して商業大臣規則2020年25号において、年次財務報告書の提出方法がオンラインに変更されている。年次財務報告書の提出は、ワンストップ許認可情報システム(SIPT: Sistem

Informasi Perizinan Terpadu) と呼ばれるウェブサイト (<http://sipt.kemendag.go.id>) から実施することが可能である。

本変更後も、LKTPの提出義務を負う主体の範囲については以前から変更はなく、日系企業は外資企業として扱われるためLKTPの提出義務がある。

LKTPの提出義務を負う主体の一覧は以下の通りである。

- 有限会社 (PT : Perseroan Terbatas)
 - インドネシア証券取引所上場企業
 - 社債発行企業
 - 債務残高確認書 (surat pengakuan hutang) の発行が必要な企業
 - 250億ルピア以上の総資産を保有する企業
 - 銀行からの借入があり、銀行に対して年次報告書を提出する義務のある企業
- インドネシア国内で事業運営をしている外資企業 (支店、駐在事務所、子会社を含む)
- 国営/地方自治体運営企業、公的サービス提供企業

なおLKTPは、会計年度終了後6ヶ月以内にインドネシアの公認会計士の監査を受け、年次株主総会または関連法令に基づきLKTPを承認する機関の承認を受けたのちに提出する必要がある点については変更されていない (商業大臣規則2020年25条6号)。

なお、LKTPを提出していない企業や認められた形式に沿っていない企業に対しては、同規則14条と第17条において、以下の行政処分が課され得るものとされている。

- 書面による警告 (最大3回、それぞれ14日間隔で実施)
- 輸出入に関わるライセンスの取消し
- ビジネスライセンスの取消しの勧告

LKTPの内容の正確性は提出企業の責任であるとされている (同規則11条)。また提出されたLKTPは、外国貿易総局長 (Direktur Jenderal Perdagangan Dalam Negeri) に対する書面による開示依頼を通じて、第三者に対して開示され得る公文書と位置付けられている。このため、各企業においてその提出前にLKTPの正確性を確認することが望ましい。

Author

Counsel

井上 諒一 Ryoichi Inoue

ryoichi.inoue@miura-partners.com



三浦法律事務所
Miura & Partners

Public Relations
Miura & Partners

info@miura-partners.com

+81-3-6270-3555

www.miura-partners.com